

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

本市の自然的条件に関して、まず市の形状は、湾曲の帯状に海岸線を持ち、その延長は 63km に及び、平野部は少なく、市の中央近くに伊豆天城山を源とする狩野川が流れ、さらに御殿場を源とする黄瀬川が狩野川に合流している。

地質は、軟弱な泥層の地域が大半を占め、港湾から千本を経て片浜、原の海岸線に沿った地域は砂質層地盤である。

気候は、極めて温暖であるが、気象の変化は激しく、異常気象も現われやすい。年間降雨量は 1,600mm～2,500mm 程度で、平均風速は 3.2m/秒程度である。

【水害】

市内の主要河川である狩野川は、昭和 33 年の狩野川台風以来、放水路の整備などの治水対策が進められている。しかし、近年の気候変動により、局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。季節的には 6 月、7 月の梅雨前線活動の活発化により大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8 月から 10 月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

狩野川・黄瀬川洪水ハザードマップによると、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（レベル 2：狩野川流域の 48 時間雨量 721mm～828mm、黄瀬川流域の 48 時間雨量 852mm）により狩野川・黄瀬川が氾濫した場合の浸水区域とその程度は、次のとおりとなっている。

《狩野川・黄瀬川流域》

地区名	浸水深	地区名	浸水深
大平地区	3.0m～5.0m 以上	第五地区（平町付近）	0.5m～5.0m 未満
大岡地区（木瀬川付近）	0.5m～5.0m 未満	第四地区	0.5m～5.0m 未満
第二地区	0.5m～5.0m 未満	第三地区	0.5m～5.0m 未満

また、中心市街地の西側を南北に流れる新中川の洪水ハザードマップでは、想定し得る最大規模の降雨（レベル 2：流域の 6 時間総雨量 481mm）により新中川が氾濫した場合の浸水区域とその程度は、次のとおりとなっている。

《新中川流域》

地区名	浸水深	地区名	浸水深
金岡地区（沢田付近）	0.3m～3.0m 未満	第五地区（本田町付近）	0.3m～3.0m 未満
第二地区	0.3m～3.0m 未満	片浜地区（東海道以北）	0.3m～3.0m 未満
愛鷹地区（国 1 北側）	0.3m～3.0m 未満	今沢地区（東海道以北）	0.3m～3.0m 未満

このほか、市西北部を流れる沼川流域の低地では、地形的要因による排水不良などにより浸水被害が頻発しているとともに、同地域の高橋川流域は低平地で過去幾多の内水による浸水を繰り返している。沼川・高橋川洪水ハザードマップでは、想定し得る最大規模の降雨（レベル2：流域の24時間総雨量694.5mm）により沼川・高橋川が氾濫した場合の浸水区域とその程度は、次のとおりとなっている。

《沼川・高橋川流域》

地区名	浸水深	地区名	浸水深
今沢地区	0.3m～3.0m未満	愛鷹地区	0.3m～3.0m未満

【高潮・高波】

駿河湾に面した長い海岸線をもっているため、台風や低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすい。このため市内沿岸部で、防潮堤のない地域は災害が予想されている。季節的には8月から10月下旬にかけ台風による高潮・高波、11月下旬から3月にかけ西風による高波が発生することがある。

【土砂災害】

市内では、急傾斜地崩壊危険箇所が253箇所、土石流危険渓流が129箇所、合計382箇所の土砂災害危険箇所がある。そのうち土砂災害警戒区域が、平成29年4月1日現在で245箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想されている。

《土砂災害危険箇所》

区分	箇所数	うち土砂災害警戒区域数
急傾斜地崩壊危険箇所	253	141
土石流危険渓流	129	104
合計	382	245

【地震・津波】

本市に著しい被害を発生させる恐れがある地震・津波としては、駿河湾及び駿河トラフ付近を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する東南海地震・南海地震（マグニチュード8クラス）、さらには発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震である南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）などがある。

このうち南海トラフ巨大地震を想定した静岡県第4次地震被害想定では、発生頻度が比較的高いレベル1（100年～150年に1回）と発生頻度が極めて低いレベル2（数千年に1回）という概念が導入され、地震発生から4分～10分で本市沿岸部全域を襲う津波により、レベル2では死者数が13,000人という甚大な被害が想定されている。

この津波による死者数は、県第3次地震被害想定に比べると激増していることから、津波対策が喫緊の課題となっている一方で、中心市街地南部や市の西北部を中心に地震

による土地の液状化被害が想定されている。

《地震被害想定》

区 分	県第4次地震被害想定 (駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震)		県第3次地震被害想定
	レベル1	レベル2	東海地震
総死者数	約3,500人	約13,000人	456人
うち津波による死者	約3,500人	約13,000人	164人
最大震度	震度6強	震度6強	震度7
津波高(最大)	約7m	約10m	約10.4m
津波浸水面積	2.7km ²	7.6km ²	2.9km ²
うち浸水深2m以上	1.1km ²	3.5km ²	1.0km ²
建物被害(全壊・焼失棟数)	約2,200棟	約6,000棟	約15,000棟(大破)

【その他の災害】

その他の災害として、次のものが想定される。

(火災・爆発)

近年、建築物の大型及び高層化が進むとともに新たな建築材料の導入、さらには生活様式の多様化、雑居ビルの増加、石油・ガス類等危険物の普及により火災の様相も複雑化し、危険度は高まっている。

(水難)

市内の海岸や河川等では、釣客や海水浴客等による水難事故の発生も予想され、観光事業者等への影響も予想される。

(交通災害)

国道1号、国道414号、東名高速道路、新東名高速道路等の市内の重要路線は、交通量が極めて多く、交通事故の多発が予想される。また、東海道本線、東海道新幹線等の列車事故も併せて十分な対策が必要である。

(感染症)

2020年に突然パンデミックを引き起こした新型コロナウイルスのように、感染の拡大によって事業活動や社会経済活動の停止、さらには経営破綻やサプライチェーンの崩壊等を招くことになってしまう未知の感染症についても、地理的条件等にあまり影響されない一つの災害リスクとして認識しておく必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 9,057人
- ・ 小規模事業者数 8,481人

【内訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	製 造 業	770	757	新中川流域で浸水危険地域がある片浜、金岡地区に立地の集中が見られる。
	建 設 業	969	855	市内全域に立地しているが、新中川の浸水危険地域の金岡地区への立地が特に多い。
	卸・小売業	2,353	2,270	市内全域に立地しているが、市中心部に近い第一、第五、金岡地区への立地が多い。
	サービス業	3,025	2,869	第一地区など市中心部への立地が多い。
	そ の 他	1,940	1,730	市内全域に立地している。
	合 計	9,057	8,481	

(3) これまでの取組

1) 沼津市の取組

① 地域防災計画の策定

災害対策基本法第42条に基づき、沼津市防災会議において、沼津市地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正している。

本計画は、市民の生命、財産を災害から保護することを目的として、平常時における災害の予防対策、災害発生時の応急対策、災害発生後の復旧・復興などに関することについて、沼津市、防災関係機関、市民・事業所のそれぞれが果たすべき役割、責務を定めている。

本計画は、地震・津波、風水害、大火災・大爆発、大規模事故の各災害への対策をまとめた各編と、それらの災害・事故に共通する対策をまとめた共通対策編を作成している。

② 防災訓練の実施

総合的、かつ計画的な防災体制の整備が要請されていることから、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力を得て、定期的に総合防災訓練を実施している。沼津市では、毎年9月に総合防災訓練、12月に地域防災訓練、3月に津波避難訓練を実施し、災害対策本部体制の強化、防災関係機関の連携、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図っている。

事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけている。

③ 事業者 BCP 普及に関するセミナーの開催

市内中小企業の経営者等を対象に、事業者 B C P の必要性を周知し、策定の一助となるセミナーを開催することで、持続的な事業活動の支援を図っていく。

2) 沼津商工会議所の取組

①事業者 BCP に関する国の施策等の周知

災害発生に対する備えの大切さや BCP 策定の必要性を認識していただくため、会員事業者に対して広報誌及びホームページ等により国等の BCP 関係施策や関連補助制度を適宜・適切に周知している。

②当所「中期行動計画」に基づく事業者 BCP の策定支援

平成 21 年度を初年度として現在第 4 期（1 期ごとの計画期間 3 年）となっている当所の「中期行動計画」において、当初から会員事業者を対象とした BCP セミナーの開催、BCP 策定の指導等を定め、この計画に基づいて BCP 策定の促進・支援を継続的に行っている。

③当所の BCP 及び災害時対応マニュアルの策定

被災後、当所の業務の復旧を迅速・円滑に進めるとともに、組織を存続させることを目的とする当所の BCP と、発災時における職員の具体的な行動基準となる災害時対応マニュアルを平成 30 年 11 月に策定した。

④発災時の道路啓開に係る沼津市との連携・協力体制の構築

発災後、応急復旧を速やかに実施していくためには、救出・救助活動や緊急物資の輸送等の円滑な実施を可能とする道路啓開が必要であり、このための官民が連携した組織体制づくりが必要となっている。このことから、令和元年度においても建設業部会及び建設関連部会が、沼津市と道路啓開に係る情報伝達や初期応動、組織体制等について、意見交換や協議を行っており、現在も実践的な体制づくりと訓練の実施に向けて検討を進めている。

⑤防災用品（パン、非常食、水、毛布、携帯トイレ等）の備蓄

当所職員等が使用する防災備蓄品として、沼津商工会議所会館の 4F 大会議室倉庫及び 1F 倉庫に次のとおり食料品、復旧用品、救援用品等を備蓄している。

- *食料品 パンの缶詰・ビスコ保存缶・飲料水・ビスケット 等 各 140 名分
- *復旧用品 ビニールシート、トランジスタメガホン、LED ランタン、発電機 等
- *救援用品 災害用救急箱、毛布パック 140 名分、担架 等
- *その他 ゴミ袋、肌着セット、既設トイレ利用キット、充電ラジオ、紙コップ 等

⑥当所独自の防災（避難）・救急救命訓練の実施

例年 9 月に行われている「静岡県の総合防災訓練」と同時期に、当所及び当所会館のテナントを対象として防災訓練（避難、消火訓練等）と、防災指導員を招聘して AED の使用講習や心配蘇生などの訓練を行う救急救命訓練を独自に実施している。

II 課題

当商工会議所と地域の小規模事業者における、防災や減災に対する意識・対策に関する課題は次のとおりである。

- 市南部の海沿いの津波危険地区を除き、小規模事業者が、地域の災害リスクについて漠然とした知識しか持っておらず、個々の地区ごとの具体的な災害リスクについてほとんど把握・認識していない。
- 小規模事業者にとっては、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、事業者 BCP の策定まで手が回らないし、それほどの必要性も感じていないと思われる。
- 小規模事業者が、事業者 BCP の必要性を感じていないことから、BCP 策定支援セミナーを開催しても参加者が非常に少ない。（令和元年度は防災セミナーに変更）
平成 28 年度＝18 名参加 平成 29 年度＝8 名参加 平成 30 年度＝8 名参加
- 事業者 BCP を策定済の小規模事業者であっても、その内容として、緊急時における実効性のある協力体制や連絡体制の構築、具体的かつ詳細な行動マニュアルまで策定してあるものは、非常に少ないと思われる。
- 事業者 BCP を策定済の小規模事業者であっても、BCP の実践訓練まで実施しているものは少ないと思われる。
- 当商工会議所の経営指導員・補助員が、地域の災害リスクについて詳細な説明を行うことができないことに加え、災害に備えるための保険・共済制度について、十分な説明・助言を行うための知識が不足している。
- 沼津市、沼津商工会議所ともにそれぞれの BCP を策定済であるが、小規模事業者の事業継続に関して、両者の連携・協力体制については、言及・具体化されていない。
- BCP 計画における地域の災害リスクについて、これまでは自然災害を中心に想定しているが、新型コロナウイルスなどの未知の感染症への対策や備えはほとんど行われていない。

III 目標

防災・減災に対する課題を踏まえつつ、発災後において地域の小規模事業者が迅速に復旧し、かつ継続的に事業活動に取り組めるよう、沼津市と沼津商工会議所が連携して、次に掲げる目標を達成するための取組を行う。

- ◎小規模事業者に対して、それぞれの事業所が立地する地域ごとにどのような災害リスクがあるのかを周知・認識させる。

- ◎小規模事業者に対して、BCP の策定等の災害に対する事前対策の必要性を周知し、その策定を促進する。
- ◎小規模事業者に対して、今後はBCP策定時に、自然災害とともに感染症のリスクも認識させ、多様なサプライチェーンの構築など事前対策の必要性を周知する。
- ◎発災後に各事業者が円滑に事業継続できるよう、BCPを策定済の事業者に対しては、BCP実践訓練の実施を促す。
- ◎発災時における連絡を円滑に行うため、沼津商工会議所と沼津市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ◎発災後速やかな復興支援策が行えるよう、会議所内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ◎経営指導員・補助員が、小規模事業者に対して地域の災害リスク、災害に備える保険・共済制度等について十分な説明が行えるよう、研修等を実施する。

***その他**

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに静岡県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年12月1日～令和7年11月30日の5年間とする。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・沼津商工会議所と沼津市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・沼津商工会議所においては、巡回経営指導時に、津波・洪水ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組やBCP策定などを含めた対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・併せて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・未知の感染症の感染拡大に伴う事業への様々な影響について、公表されている実例等を交えて事業者への周知を行っていく。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・沼津商工会議所は、発災時の職員行動マニュアルと当所の事業継続計画として平成30年11月に「災害対応マニュアル・事業継続計画」を作成済(別添)である。
また、このマニュアルと計画については、必要な都度更新する。

3) 関係団体との連携

- ・災害時の事業継続の重要性について周知を図るため、「事業継続計画の普及啓発・策定支援等に関する協定」を締結する損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員

事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを開催する。

- ・ 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催を依頼する。
- ・ 沼津市と沼津商工会議所が連携し、小規模事業者の事業継続を支援する機関として（仮称）沼津市事業継続力強化支援協議会（以下「強化支援協議会」という。）を設置する。

4) フォローアップ

- ・ 経営指導員による会員事業者に対する事業者 BCP の取得促進。
- ・ 地区内小規模事業者の事業者 BCP 等の取得状況の確認。
- ・ 強化支援協議会を随時・定期的に開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 定期的に大規模自然災害（マグニチュード 8 クラスの地震）が発生したと仮定し、会議所職員の動員・連絡訓練を行う。
- ・ 併せて、沼津市や関係機関との連絡ルートの確認等を行う。

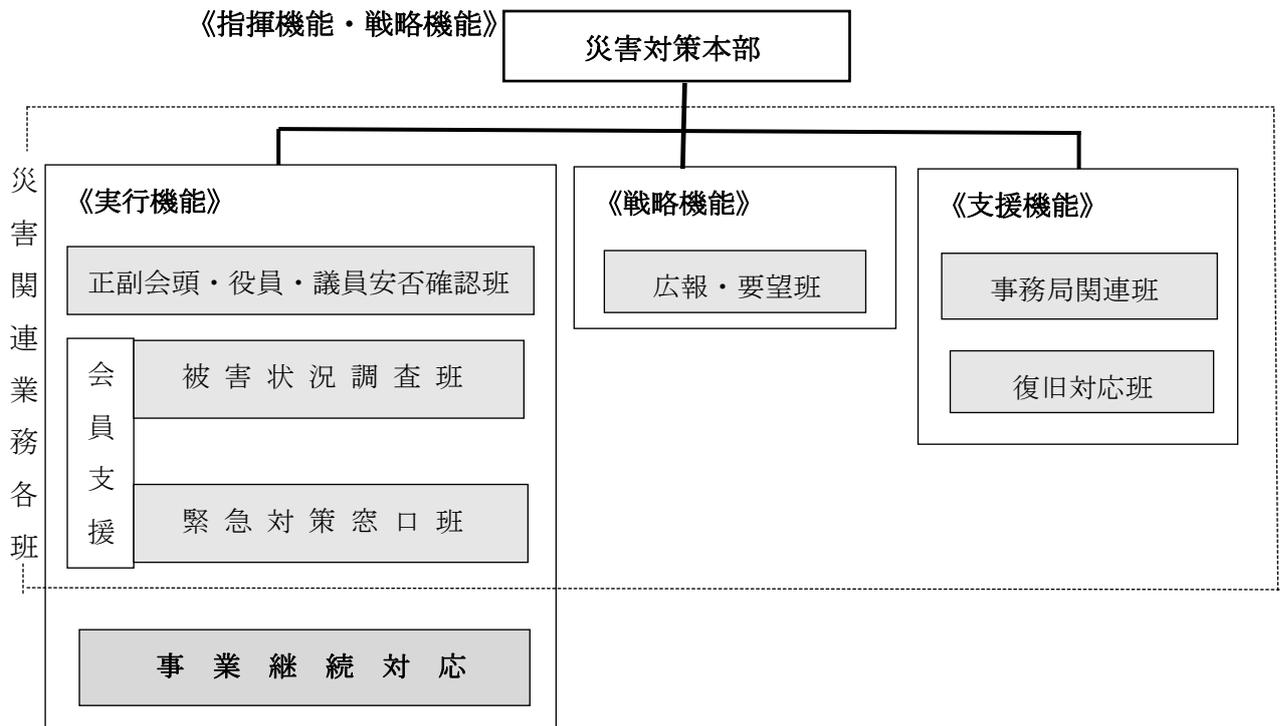
〈2. 発災後の対策〉

- ・ 自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのため、まず業務に従事する職員の安否を確認するとともに、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡や強化支援協議会の開催等を含め、会員事業者等の支援対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 当商工会議所の職員行動マニュアルに則り、発災後 12 時間以内（沼津商工会議所災害対策本部が設置されるまでの間）に、安否確認実施責任者（総務管理課長）が職員の安否や業務従事の可否等を確認し、その結果をとりまとめる。
（この確認は、メール、ライン、電話等を利用して行い、確認した安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を沼津商工会議所と沼津市で共有する。）
- ・ 安否確認実施責任者は、安否確認結果を災害対策本部に報告し、本部長（専務理事）は、その報告を受けて、業務従事可能な職員及び人数を把握する。
- ・ 安否の確認ができない職員等があっても、災害対策本部が設置された後は、以後の対応を事務局関連班に引き継ぐ。
- ・ 災害対策本部においては、被害状況調査班が建物・設備に関する被害状況を把握するとともに、災害に関する情報の集約を行う。

【沼津商工会議所：災害対策本部及び災害関連業務各班の体制】



2) 応急対策の方針決定

- ・商工会議所の被害状況調査班が、訪問可能な地区内小規模事業者を訪問し、被害状況等の確認を行う。
- ・沼津市に、市内における道路、電気、ガス等のインフラに係る被害状況を確認するとともに、商工会議所が把握している事業者の被災状況を市に連絡し、情報を共有する。
- ・商工会議所と沼津市との間で、インフラや事業所の被害状況・被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・被害状況の目安は、以下のとおりを想定する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が派生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・ 	<ul style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の

	半壊」等、大きな被害が発生している。	把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	

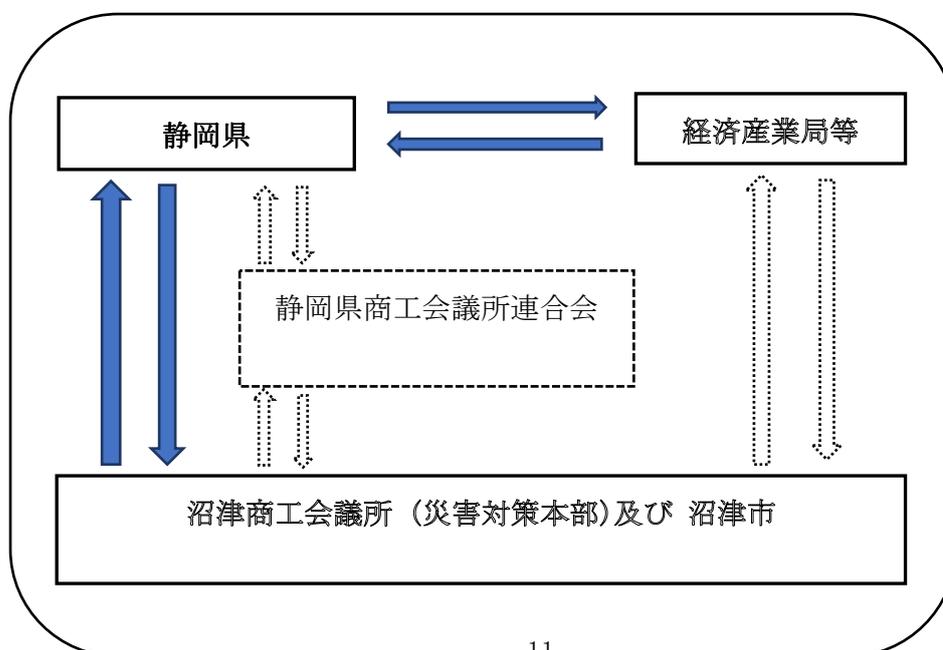
*なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・沼津市は、一般家屋・公共施設・道路等のインフラ等の状況把握に努め、商工会議所は、事業所の被害状況の把握に努める。
- ・本計画により、沼津商工会議所と沼津市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に3回情報を共有する。
1週間～2週間	1日に2回情報を共有する。
2週間～1ヶ月	1日に1回情報を共有する。
1ヶ月以降	2日に1回情報を共有する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みとして、災害時対応マニュアルを策定し、当商工会議所における被害状況調査班を始めとする各担当や指揮命令系統を決定しておく。(別添)
- ・災害対策関連業務の指揮命令は、商工会議所災害対策本部が行い、被害状況の把握は被害状況調査班が、沼津市や関係機関との連絡調整は広報・要望班が担当する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容や活動範囲について、沼津市と当商工会議所と協議の上決定する。
- ・沼津商工会議所と沼津市は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。(次項「被害額の算定方法」参照)
- ・沼津商工会議所と沼津市が共有した情報を、静岡県指定の方法にて当商工会議所又は沼津市から静岡県へ報告する。
- ・沼津商工会議所と沼津市が共有した情報については、求めに応じて静岡県商工会議所連合会や経済産業局にも当商工会議所又は沼津市から報告する。



〈4. 被害額の算定方法〉

・被害額の算定の対象

市地域防災計画に基づき、当商工会議所が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗・工場・事務所・作業場・倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が住居している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、市災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

・被害額の算定基準

事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もることとし、具体的には以下のとおりとする。なお、被害額の算定は、中小企業庁の「中小企業BCP運用指針第2版」に準ずるものとする。

○算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等。	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格を求める。 事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く。
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。延べ床面積の20%以上70%未満の損壊等、補修が可能なもの。	
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損窓ガラス破損程度は除く。	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水。	

	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの。	
商工被害	商品・製品 仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの。	仕入原価・製造原価を求める。
	構築物 車両・運搬具 器具・備品 機械・装置	修繕または再調達せざるを得ないもの。	事業の復旧に必要な撤去費（解体・運搬・処分費）と再調達価格または修繕費を求める。

*被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積りが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。その場合の記入方法として、業者の見積りの場合：（見）、取得価格の場合：（取）、概算の場合：（概）と表記して区別することとする。なお、構築物は建物と一体となった建物付属設備（電気、給排水、衛生、空調等の各設備）は非住家被害とし、塀門扉・橋梁・舗装設備（建物と分離された看板塔等を含む）は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

〈5. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・ 沼津商工会議所の被害状況調査班を中心に、会員事業所等を訪問し、関係者の安否、詳細な被害状況、事業継続の意志等を確認し、沼津市との情報共有を図る。
- ・ 相談窓口の開設やその方法等について、緊急対策窓口班と沼津市が協議する（沼津商工会議所は、国・静岡県への依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置していく）。
- ・ 従事する職員の安全性が確認された場所において、相談窓口を設置していく。また、必要に応じて出張窓口相談も実施する。
- ・ 緊急対策窓口班を中心に、緊急施策（国や都道府県、市町等の施策）について積極的に情報収集し、会員事業者等へ支援情報として周知する。
- ・ 相談窓口や会員事業者を巡回等した際に得られた要望等に関して、必要に応じて正副会頭会議等を開催して了承を得、国・県等に対する緊急要望として提出していく。
- ・ 必要に応じて、遊休機械設備マッチングシステムや緊急在庫処分応援ネット等の支援メニューを当商工会議所ホームページで公開し、会員事業者等を支援していく。

〈6. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・ 静岡県の方針に従って、地域内事業者に係る復旧・復興支援の方針を沼津市と協議の上定め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、静岡県や静岡県商工会議所連合会等を通じ、他の地域からの応援・派遣等の受け入れについて協議する。

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

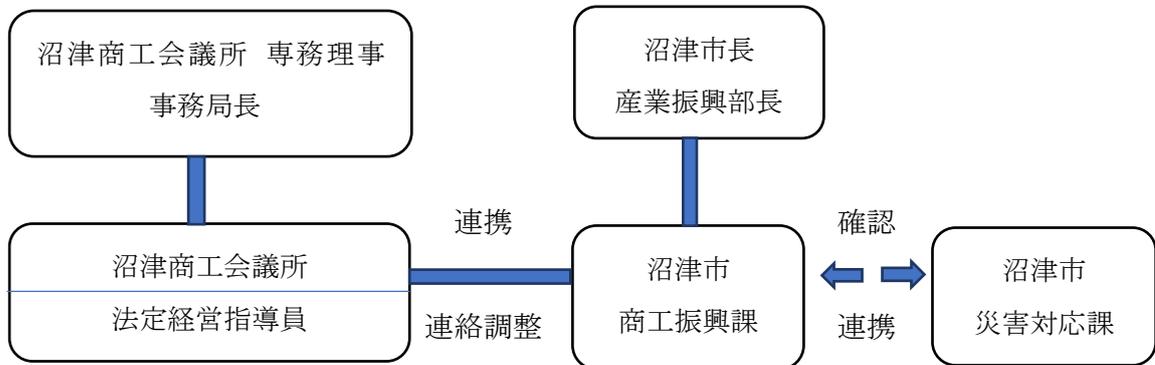
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

令和 2 年 10 月現在

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 根上 博（沼津商工会議所 中小企業相談所長兼経営発達支援課長）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

* 以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

沼津商工会議所 産業振興部 経営発達支援課

〒410-0046 静岡県沼津市米山町 6 番 5 号

TEL : 055-921-1000 Fax : 055-921-1105

E-mail : mail@numazu-cci.or.jp

②関係市町村

沼津市役所 産業振興部 商工振興課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号

TEL : 055-934-4748 Fax : 055-933-1412

E-mail : syouko@city.numazu.lg.jp

*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	220	1120	1120	1120	1120
・ 専門家派遣費	0	900	900	900	900
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

調 達 方 法
会費収入、沼津市補助金、静岡県補助金、事業収入 等

(別表 4)

事業継続力強化支援 計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業継続力強化支援事業を実施する者の名称及び住所
<p>1. 静岡県BCPコンサルティング協同組合 理事長 高橋義久 静岡県静岡市清水区西久保283-2 一般社団法人 静岡県中小企業診断士協会 会長 鈴木宣二 静岡県 静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート3階</p> <p>2. 東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 静岡東部支社 静岡東部支社長 稲田成 静岡県 三島市文教町1-9-11 Z 会文教町ビル6階</p> <p>3. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 静岡支店 東部第二支社 支社長 大庭亮 静岡県沼津市大手町5-6-7 スマズスルガビル6階</p>
連携して実施する事業の内容
<p>1. ①小規模事業者のBCP策定支援 ②公的支援施策の周知</p> <p>2. ①小規模事業者のBCP策定支援 ②BCP策定セミナーの開催 ③防災・減災に関するアンケート調査の実施 ④BCP関連の損害保険の周知</p> <p>3. ①BCP策定セミナーの開催 ②BCP関連の損害保険の周知</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>1. ①BCP策定に関する専門家個別相談 ②公的支援施策等の最新情報の提供</p> <p>2. ①小規模事業者のBCP策定支援 ②セミナーの企画・運営、講師の派遣 ③管内企業の巡回とアンケート調査票の回収 ④BCP関連の損害保険の周知 ※当会議所会員の同社保険代理店が事業実施に全面的に協力する。</p> <p>3. ①セミナーの企画・運営、講師の派遣 ②BCP関連の損害保険の周知</p>
連携体制図等
<pre> graph TD A[小規模事業者] -- 支援 --> B[沼津商工会議所] A -- 相談 --> B B <--> C[東京海上日動火災保険(株) 静岡支店 静岡東部支社] B <--> D[静岡県BCPコンサルティング協同組合] B <--> E[一般社団法人静岡県中小企業診断士協会] B <--> F[損害保険ジャパン日本興亜(株) 静岡支店 東部第二支社] </pre> <p>小規模事業者</p> <p>支援 ↑ ↓ 相談</p> <p>東京海上日動火災保険(株) 静岡支店 静岡東部支社</p> <p>沼津商工会議所</p> <p>静岡県BCPコンサルティング協同組合</p> <p>一般社団法人静岡県中小企業診断士協会</p> <p>沼津商工会議所との連携: セミナーの企画・運営、講師の派遣、BCP策定支援、等</p> <p>損害保険ジャパン日本興亜(株) 静岡支店 東部第二支社</p> <p>沼津商工会議所との連携: セミナーの企画・運営、講師の派遣、等</p> <p>静岡県BCPコンサルティング協同組合 一般社団法人静岡県中小企業診断士協会との連携: BCP策定に関する専門家相談、施策等の最新情報の提供</p>

